

Ⅰ 計画策定の意義

経済の発展に伴う大量生産、大量消費及び大量廃棄は、私たちの生活様式の多様化と利便性の向上に貢献した一方、廃棄物の排出量の増加による環境への負荷の増大と最終処分場の逼迫等の深刻な社会問題を発生させました。

このような問題を背景として、従来の燃やして埋める処理から環境負荷が低減された循環型社会への転換を進めるために、平成7年6月に容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」といいます。）が制定され、平成18年6月の改正では、リサイクルより優先されるべきものとして、発生抑制（リフューズ）と再使用（リユース）を更に推進し、すべての関係者の協働を図り、及び社会全体のコストを低減することにより、容器包装に係る分別収集及び再商品化の一層の推進を図ることとされました。

本計画は、容器包装リサイクル法第8条の規定およびプラスチック資源循環法に基づき、一般廃棄物としての容器包装物、製品プラスチックを分別収集し、資源化及び再利用を一体的に推進することを目的に消費者、事業者及び行政が協働しながら取り組むべき方針を示したものです。

容器包装リサイクル法では、市町村は容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、3年ごとに5年を一期とする市町村分別収集計画を定めなければならない（法第8条第1項）とされており、令和4年度に策定した第10期分別収集計画の策定から3年が経過することから、上位計画である「栗東市第六次総合計画」及び「第三次栗東市環境基本計画」「栗東市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」との整合性を図りながら、直近の実績を基に排出見込量等の見直しを行い、容器包装廃棄物の3R（リフューズ、リユース、リサイクル）に、ごみを減らす（リデュース）を加えた4Rをより一層推進し、廃棄物の減量化と資源の有効利用を行うことで、環境負荷が低減された持続可能な循環型社会への転換を進めていきます。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を次に示します。

- ・ 市民、事業者、滞在者及び行政のそれぞれの役割を明確にし、全ての人が公平な役割分担の下、それぞれの協働・連携による環境に優しいまちづくりを行います。
- ・ ごみの排出抑制を最優先し、次に再使用・再利用を進めるまちづくりを行います。
- ・ リサイクルを行うことによる循環型社会を構築し、推進します。
- ・ 環境基本計画に基づき、環境負荷を低減します。
- ・ 容器包装廃棄物以外の廃棄物の資源化を促進します。
- ・ 不法投棄対策により環境美化を推進します。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期とする5年間とし、令和10年度に見直します。

また、本計画の前提となる諸条件や社会情勢に大きな変動があった場合には、その時点において見直すものとします。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色・透明、茶色、その他）、飲料用紙容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とします。

併せて、プラスチック資源循環法に基づく製品プラスチックについても対象とします。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

本市から排出される容器包装廃棄物の見込量は、表1のとおりです。

（単位：t）

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	2, 120	2, 129	2, 138	2, 138	2, 138
製品プラスチック	25	25	26	26	26

表1 容器包装廃棄物の排出見込量

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、次の方策を実施します。なお、実施に当たっては、消費者、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要です。

① 栗東市生活環境保全推進会議

各自治会に生活環境保全推進員を置き、一般廃棄物の減量等の活動を通して、生活環境の保全の向上を推進します。

② 栗東市生活環境保全推進員

地域の生活環境の保全に住民が参加することの推進者として活動し、良好な生活環境を確保するため、環境美化の推進及びごみの分別指導を行います。

③ 栗東市ごみ減量リサイクル推進会議

市民、事業者及び行政が一体となり、ごみの減量・資源化とごみのないまちづくりについて、ともに考え、行動します。

④ 栗東市環境マネジメントシステム（REMS）による公共機関の取組み

環境方針に基づき、市役所及び学校等の公共機関が率先してごみの分別・再資源化を推進します。

⑤ 教育及び啓発

・ 教育

環境教育の一環として、学校及び自治会等の地域団体が環境センターにおける見学会や学

習会を開催することに協力・支援し、ごみの正しい分別・排出方法及び排出状況について、認識を深めてもらいます。

- ・ 啓発

消費者に対しては、イベントを通して、ごみの減量・再資源化について、広く啓発します。

また、市の広報紙「広報りっとう」等にごみの減量・再資源化に関する事項を掲載することにより、啓発活動を行います。

環境センターの研修施設や市内コミュニティセンター等において、ごみの発生抑制、減量及び資源循環について、情報を提供します。

⑥ 資源化活動の推奨

資源循環型社会の形成を目的に、保育園、幼稚園、小中学校及び自治会等の地域団体が、家庭から出る再資源化物を回収し、リサイクルルートに乗せる市民活動を推奨します。

⑦ 事業者への協力の要請

- ・ 過剰包装の抑制を流通業者等に要請します。
- ・ 流通業者、メーカー等による容器包装廃棄物の店頭回収の拡充及び資源回収ルートの形成を業界として積極的に対応するよう要請します。

【排出を抑制するための役割分担】

(1) 消費者の役割

- ① 市が定めるごみの分別方法を遵守し、ごみ減量化、資源化に努めること。
- ② 製品を購入する際、環境に配慮したものを積極的に選択すること。
- ③ 買い物袋の持参、使い捨て商品、容器・包装の安易な使用の自粛、物の修理・再利用等、ごみ問題を意識した生活を営み、地域環境の保全の一助となるよう自らの生活様式を見直すこと。
- ④ 市および栗東市ごみ減量リサイクル推進会議等が主体となって実施する啓発活動、清掃活動に積極的に参加し、ごみ問題に対する認識を深めること。
- ⑤ 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の実践に取り組むこと。

(2) 事業者の役割

- ① 事業活動に伴って発生するごみは、分別の徹底・減量化・資源化を図る等、自己責任において適正に処理する。ごみの収集運搬を委託する場合においても、ごみが正しく処理されたことを確認する等、排出したごみに対しては最後まで責任を持つこと。
- ② 自らが排出するごみが地域環境に与える影響を十分認識し、ごみ問題に対する関心を対外的にアピールできるような社内環境を整備するとともに、従業員に対し、ごみ問題に関する教育を充実することにより、より一層のごみ分別の徹底・減量化・資源化を推進すること。
- ③ 自らが生産・販売する製品については、できる限り環境にやさしいものを消費者に提供し、事務用品等の購入にあたっては、環境に配慮した製品を積極的に選択すること。

(3) 行政の役割

- ① ごみ減量化を図るとともに分別を徹底すること。
- ② 資源物を12分別「ビン類（無色透明・茶色・その他）・ペットボトル・その他プラスチック（食品用トレイ含む）・新聞類・雑誌類・ダンボール類・古着・乾電池・金属類・紙パック」として回収することにより、資源化および減量化を推進すること。

- ③ 資源物のうち、ペットボトルは飲料ボトル用リサイクル PET 樹脂製造業者へ売却し、水平リサイクルを行う。その他プラスチック製容器包装は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づき、指定法人ルートにて再商品化を行うことにより、事業者の責務を明確化し、資源化および減量化を推進すること。
- ④ 資源物のうち、その他プラスチックについては、中間処理施設においてプラスチック製容器包装と発泡スチロール(食品用トレイ含む)並びに雑プラスチック(日常用品等)に選別し、資源化および減量化を推進すること。
- ⑤ 資源循環社会の形成に向けた実践学習並び環境教育等を推進すること。
- ⑥ 各自治会に生活環境保全推進員を置き、一般廃棄物の減量等の活動をととして生活環境保全の向上の推進を図ること。
- ⑦ 市民・事業者・行政が一体となり、ごみの減量・資源化及びごみのないまちづくりについて、栗東市ごみ減量リサイクル推進会議とともに考え行動を図っていくこと。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分

(法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び一般廃棄物(ごみ)処理基本計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を表2の左欄に定めます。

また、消費者の協力度、収集体制、市が有する選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分を表2の右欄に定めます。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	金属類
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	ビン(3色)
主として紙製の容器であって飲料を充填するためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	古紙(紙パック)
主として段ボール製の容器	古紙(ダンボール類)
主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって飲料、しょうゆ等を充填するためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの(ペットボトル以外のプラスチック製容器包装(白色の発泡スチロール製食品トレイを含む。)) プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの(製品プラスチック)	その他プラスチック

表2 分別収集をする容器包装廃棄物の種類及び分別の区分

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物 ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務 省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器	75.7		75.9		76.2		76.2		76.2	
主としてアルミ製の容器	64.2		64.5		64.7		64.7		64.7	
無色のガラス製容器	(合計) 114.2		(合計) 114.7		(合計) 115.2		(合計) 115.2		(合計) 115.2	
	引渡 0	独自処理 114.2	引渡 0	独自処理 114.7	引渡 0	独自処理 115.2	引渡 0	独自処理 115.2	引渡 0	独自処理 115.2
茶色のガラス製容器	(合計) 86.7		(合計) 87.0		(合計) 87.4		(合計) 87.4		(合計) 87.4	
	引渡 0	独自処理 86.7	引渡 0	独自処理 87.0	引渡 0	独自処理 87.4	引渡 0	独自処理 87.4	引渡 0	独自処理 87.4
その他のガラス製容器	(合計) 52.7		(合計) 52.9		(合計) 53.2		(合計) 53.2		(合計) 53.2	
	引渡 0	独自処理 52.7	引渡 0	独自処理 52.9	引渡 0	独自処理 53.2	引渡 0	独自処理 53.2	引渡 0	独自処理 53.2
主として紙製の容器包装であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.9		1.9		1.9		1.9		1.9	
主として段ボール製の容器	509.0		511.1		513.4		513.4		513.4	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 165.8		(合計) 166.6		(合計) 167.3		(合計) 167.3		(合計) 167.3	
	引渡 0	独自処理 165.8	引渡 0	独自処理 166.6	引渡 0	独自処理 167.3	引渡 0	独自処理 167.3	引渡 0	独自処理 167.3
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 744.9		(合計) 748.3		(合計) 751.5		(合計) 751.5		(合計) 751.5	
	引渡 744.9	独自処理 0	引渡 748.3	独自処理 0	引渡 751.5	独自処理 0	引渡 751.5	独自処理 0	引渡 751.5	独自処理 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0	引渡 0	独自処理 0
製品プラスチック(プラスチック資源循環法に基づく分別対象物)	(合計) 25.3		(合計) 25.4		(合計) 25.6		(合計) 25.6		(合計) 25.6	
	引渡 0	独自処理 25.3	引渡 0	独自処理 25.4	引渡 0	独自処理 25.6	引渡 0	独自処理 25.6	引渡 0	独自処理 25.6

表3 特定分別基準適合物及び主務省令で定める物の量の見込み

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み = 直近年度の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

また、人口変動率は、表4のとおり設定しました。

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
71,376人 (対前年度比) 100.43%	71,688人 (対前年度比) 100.43%	72,000人 (対前年度比) 100.43%	72,000人 (対前年度比) 100.00%	72,000人 (対前年度比) 100.00%

表4 人口の推計及び人口変動率

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項

(法第8条第2項第5号)

本市では、缶（スチール・アルミ）、ビン、段ボール、紙パック、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装、製品プラスチックを資源ごみとして分別収集しています。

なお、一部の自治会や団体において実施されている缶（スチール・アルミ）、段ボール等の集団回収は、引き続きこれらの団体が実施することとします。

収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者を表5に示します。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬の段階	選別・保管等の段階
金属	スチール製容器	資源ごみ (金属類)	市による定期収集 ※一部市民団体等による集団回収	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	資源ごみ (ビン類)	市による定期収集	市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙容器 (紙パック)	資源ごみ (古紙類)	市による定期収集	市
			販売事業者による店頭回収	民間業者
	段ボール		市による定期収集 ※一部市民団体等による集団回収	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	市による定期収集	市
	(白色トレイ)	その他プラスチック	販売事業者による店頭回収	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装		市による定期収集	市
	製品プラスチック			

表5 分別収集の実施主体

Ⅱ 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項

(法第8条第2項第6号)

収集運搬委託業者により分別収集された資源ごみは、民間のリサイクル業者の施設に直接搬入するものを除き、環境センターリサイクルプラザのストックヤードに搬入し、リサイクルルートに乗せています。

また、自己搬入による資源ごみは、環境センターにおいて選別した後、一時保管し、リサイクルルートに乗せています。

分別収集の用に供する施設整備計画を表6に、分別収集に必要な施設計画を表7に示します。

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	資源ごみ (金属類)	コンテナ	パッカー車(2～4t) 3～4台	民間業者のストックヤード(選別・圧縮・保管) 環境センターリサイクルプラザ(選別・保管)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	資源ごみ (ビン類)	コンテナ	パッカー車(2～4t) 3～4台 平ボディ車(2t) 1台	環境センターリサイクルプラザ(選別・保管)
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙容器 (紙パック)	資源ごみ (古紙類)	十文字に縛る	箱車(0.36t)又はパッカー車(2～4t) 1台	民間業者のストックヤード(選別・圧縮・保管) 環境センターリサイクルプラザ(選別・保管)
段ボール			パッカー車(2～4t) 2台	
ペットボトル	ペットボトル	コンテナ	パッカー車(2～4t) 3～4台	環境センターリサイクルプラザ(選別・圧縮・保管)
その他のプラスチック製容器包装	その他プラスチック	指定袋	パッカー車(2～4t) 3台	環境センターリサイクルプラザ(選別・圧縮・保管)
製品プラスチック				環境センターリサイクルプラザ(選別・粉碎・保管)

表6 分別収集の用に供する施設整備計画

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体	参考欄 （現有施設状況）
【排出段階】				
Ⅰ 排出容器				
Ⅰ.Ⅰ 箱形プラスチックコンテナ	a 金属類 （スチール製容器・アルミ製容器） b ビン類 （無色透明、茶、その他分別） c ペットボトル	（仕様） 材質：ポリプロピレン（現行のコンテナ） 容量：649 mm×441 mm×394 mm 数量：Ⅰ集積場当たり4～16個	自治会 自治会 自治会	昭和55年10月から分別収集を実施し、スチール製容器・アルミ製容器を金属類として回収しています。 平成4年7月から色分別を実施しています。容器包装リサイクル法に準じています。 平成11年10月から分別収集を実施しています。容器包装リサイクル法に準じています。
Ⅰ.2 透明の袋（排出物の形状により、Ⅰ.Ⅰ箱形プラスチックコンテナを使用する。）	d その他プラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック）	（仕様） 材質：ポリエステル 容量：排出量に応じた大きさ	市民	平成13年4月から分別収集を実施しています。容器包装リサイクル法に準じています。
2 集積場所	a～d	各資源ごみの集積場を利用する。	自治会	生活環境保全推進員が排出時の分別指導等を行います。

表7 分別収集に必要な施設計画（その1）

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体	参考欄 （現有施設状況）
【運搬段階】				
Ⅰ 運搬車両	a 金属類 b ビン類 c ペットボトル d その他プラスチック	20～25台	民間業者	

表7 分別収集に必要な施設計画（その2）

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体	参考欄 （現有施設状況）
【中間処理段階】				
I 再生施設				
I.1 リサイクルプラザ				
①選別・圧縮設備	a 金属類	（仕様） 主要機器：受入ホッパ、コンベア、高速回転破碎機、磁選機、アルミ選別機 能力：1.158t/h	市	リサイクルプラザ（処理対象物：粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトルなど；処理能力：32t/5h；整備年度：平成14年度）
	b ビン類	（仕様） 主要機器：手選別コンベア	市	同上
	c ペットボトル	（仕様） 主要機器：手選別コンベア、圧縮梱包機 能力：0.08t/h	市	同上
	d その他プラスチック （プラスチック製容器包装）	（仕様） 主要機器：手選別コンベア、圧縮梱包機 能力：0.51t/h	市	同上
②選別・粉碎設備	d その他プラスチック （製品プラスチック）	（仕様） 主要機器：手選別コンベア、粉碎機 能力：0.752t/h	市	同上
I.2 ストックヤード	a 金属類	（仕様） 民間業者ストックヤード	民間業者	
		（仕様） ストックスペース： 屋外 10.6m×8.1m= 85.86 m ²	市	同上
	b ビン類	（仕様） ストックスペース： 無色・透明 屋内 16.4m×5.3m= 86.92 m ² 屋内 8.1m×6.0m= 48.6 m ² 屋外 3.5m×6.0m= 21.0 m ² 茶色 屋外 4.2m×8.5m= 35.7 m ² その他 屋外 4.2m×8.5m= 35.7 m ² その他 屋外 4.2m×8.5m= 35.7 m ² 合計 263.62 m ²	市	同上

施設の種類	対象とする容器包装廃棄物等の種類、量等	施設等の仕様（形状、形式、能力、数量等）及び整備計画	管理主体	参考欄（現有施設状況）
1.2 ストックヤード	c ペットボトル	（仕様） ストックスペース： 屋内 7.7m×5.3m= 40.81 m ² 屋外 2.8m×8.5m= 23.8 m ² 合計 64.61 m ²	市	リサイクルプラザ（処理対象物：粗大ごみ、ビン、缶、ペットボトルなど；処理能力：32t/5h；整備年度：平成14年度）
	d その他プラスチック（プラスチック製容器包装、製品プラスチック）	（仕様） ストックスペース： 屋内 11.7m×10.9m= 127.53 m ² 屋外 8m×8.5m= 68 m ² 合計 195.53 m ²	市	同上
	e 段ボール	（仕様） 民間業者ストックヤード	民間業者	
		（仕様） ストックスペース： 屋外 9.5m×8.5m= 80.75 m ²	市	同上
	f 紙パック	（仕様） ストックスペース： 屋外 3.0m×8.5m= 25.5 m ²	市	同上

表7 分別収集に必要な施設計画（その3）

1.2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

本計画が実効あるものとするため、次の取組みを進めます。

- ① 容器包装廃棄物の排出時に、分別区分と分別基準に従って、適正に排出されるように、生活環境保全推進員と協力し、啓発・指導を行います。

- ・ 生活環境保全推進員による排出指導等の徹底

分別収集を円滑に、かつ、より効率的に行うため、生活環境保全推進員との連携維持に努めます。

発足：昭和55年10月

任期：2年

主な任務：生活環境保全事業に関すること。

ごみの分別指導に関すること。

資源ごみコンテナの管理に関すること。

ごみ集積場の増設、変更等の手続など

- ② 自治会、子ども会、消費者団体等の市民団体による資源化物の集団回収を推奨します。

- ③ 事業者に対して、容器包装の自主的な回収と資源化の促進を要請するとともに、協力して啓発を行います。

- ④ 市の広報紙等の広報媒体の活用、各種イベントにおける容器包装の分別方法に関する展示等を通じて、消費者に対して適正な排出と分別の必要性を訴えます。

《特記事項》

1 分別収集の特徴

本市におけるごみ処理状況を図1-1に、ごみの種類別収集フローを図1-2に示します。本市では、図に示すとおり、可燃ごみ、資源ごみ（ビン類、ペットボトル、その他プラスチック、金属類、古紙・古着類、乾電池）、破碎ごみ（粗大ごみ、陶器類）の10種類による分別収集をステーション方式により実施しています。また、大型スーパー等においては、紙パック、白色トレイ（発泡スチロール製）の店頭回収が自主的に行われています。

自治会や子ども会、消費者団体等の一部の市民団体において、空き缶、段ボール等を資源物として集団回収されているところもあります。

このため、現行の分別収集システムを大きく変更せず、当該分別収集システムを活用することで、容器包装の完全な分別収集体制の構築を図ります。

2 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みについて（第5項）

各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みの算定に用いた計画収集人口は、令和7年3月に策定した第六次栗東市総合計画後期基本計画で想定されている人口を用いました。

3 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分について（第7項）

現行の分別収集体制を基本とし、大きな変更は行っていません。ただし、令和7年4月よりビン類の分類を4色（無色透明、茶、青・緑、黒）から3色（無色透明、茶、その他）に変更しました。

4 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みについて（第8項）

市民や消費者の協力が十分得られているとの認識に立ち、各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込みについて（第5項）において算定した排出量の見込みをもとに算定しています。

5 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（第11項）

分別収集の用に供する施設の整備は、環境センターリサイクルプラザの整備と整合を図ります。

【資料編】

- 1 人口推計表
- 2 特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の見込量の算定フロー
 - 2-1 概念図
 - 2-2 生産量・消費量の動向を加味した年間1人当たりの見込量
 - 2-3 人口の伸び率を加味した見込量
 - 2-4 排出率を加味した見込量
 - 2-5 資源化率を加味した見込量